

別添2-1 鉄骨造建物の安全確認 カルテ

鉄骨造建物の安全確認 カルテ

建物名称 _____ 記入年月日 _____

住所 _____ 記入者 _____

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

1. 建築物用途 : ①学校 (屋内運動場は除く) ②保育園・幼稚園 ③公民館 ④集会所
⑤神社・寺院 ⑥劇場・ホール ⑦事務所ビル ⑧その他 (_____)

※屋内運動場 (体育館) については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成 25 年 8 月) の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階^{※1} : 地上 _____ 階 地下 _____ 階 → 基準階^{※1} _____ 階

3. 構造形式 : ①ラーメン構造 ②ブレース構造 ③プレファブ ④その他 (_____)

4. 建築物規模 : 1 階寸法 約 _____ m × 約 _____ m

5. 建築竣工時期 : ①新耐震 前 ②新耐震 後 (建築竣工年 西暦 _____ 年)

6. 耐震診断 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施
→ 耐震結果 (_____)

7. 耐震補強 : ①実施済み (実施年 _____ 年) ②未実施

8. 免震・制震装置
・免震装置の有無 (有 ・ 無)
の
有無 : ・制振装置の有無 (有 ・ 無)

9. 吊り天井
の
有無 : ①あり (「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入)
②なし (「10. 大型の吊物」に進んでください)

→特定天井^{※2}

建築基準法に基づく技術基準に適合した天井^{※3}

(場所 _____)

上記以外の天井 (場所 _____)

→特定天井以外の天井

補強済みの天井 (場所 _____)

補強していない天井 (場所 _____)

※特定天井がある場合、チェックシート p3 の⑦調査で優先的に調査することが望ましい。

10. 大型の吊物 : ①有 (照明器具・装飾物・看板・その他 (_____)) ②無

11. その他 (特記事項)

※1 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。

※2 高さ 6 m を超えかつ面積 200m² を超す吊り天井 (詳細は p 3 を参照)

※3 「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成 25 年国土交通省告示第 771 号)」に定める技術基準に適合した天井

(2) 構造所見 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者とともに調査し記入してください)

①基準階 (_____ 階) の竣工図^{※4}を用意します。

②建物の安全確認を行う箇所の写真を撮影し、2, 3 ページに貼付します。

※4 竣工図とは、完成した時点の建物の図面

(3) 安全確認を行う箇所の平時の写真

- ・地震発生直後に建物の安全確認を行う「天井」等の写真を撮影し、貼付します。また、大震災前の平時から平時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、同箇所の写真を撮影し、貼付します。
- ・地震発生直後の建物の安全確認（建物の危険性の判断）の際の参考とします。

天井（写真①）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真②）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真③）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

天井（写真④）

安全確認を行う建物において、
安全確認を行う天井の
写真を撮影して、貼付します。

主な窓枠周辺のひび等の損傷（写真⑤）

安全確認を行う建物において、平常時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、損傷の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷かどうか判断する際の参考とします）。

主な窓枠周辺のひび等の損傷（写真⑥）

安全確認を行う建物において、平常時から窓枠周辺にひび等の損傷が見られる場合、損傷の状況を写真撮影し貼付します（安全確認を行う際に、地震による損傷かどうか判断する際の参考とします）。

(事前確認項目の解説)

項目	解説
1. 建築物用途	・ 避難建物の平常時の利用用途
2. 階数及び基準階	・ 建物が何階建てか ・ 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
3. 構造形式	・ 建物構造の主材料の種類
4. 建築物規模	・ 建物の面積、広さ
5. 建築竣工時期	・ 新耐震基準（1981年（昭和56年））に適合した建物か。また建物が竣工した年月。
6. 耐震診断	・ 該当建物が、新耐震基準以上の耐震性を有するかの調査・診断の有無
7. 耐震補強	・ 新耐震基準見合う耐震性の建物にするための補強工事の有無
8. 免震・制震装置の有無	<p>・ 免震装置の有無：建物と地盤の間を切り離すことにより、地震力をなるべく受けない（免れる）ようにする装置の有無</p> <p>・ 制震装置の有無：建物内に設置して振動を吸収することにより、地震動を制御する装置の有無</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>免震装置がある建物 (免震構造)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>制振装置がある建物 (制振構造)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↔ は、地震による「揺れ幅」</p>
9. 吊り天井の有無	<p>・ 吊り天井とは、天井裏の構造体に装着した吊りボルトから吊り下げた格子状の骨組み等に天井の仕上げ材を取り付けてある天井</p> <p>・ 特定天井とは、吊り天井であって、次のいずれにも該当するもの（詳細は平成25年国土交通省告示第771号 第2に規定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの 2 高さが6mを超え、水平投影面積が200㎡を超えるもの 3 天井面構成部材等の単位面積質量が2キログラムを超えるもの (天井を構成する部材の質量が2kg/㎡を超えるもの)
10. 大型の吊物	・ 大型の照明器具や装飾物などで、天井から吊り下げられたもの
11. その他	・ その他、上記以外の建物ごとの安全確認に関連する事項を記載（例えば、落下する可能性がある物（タンクや室外機等）の場所やエキスパンションジョイントの場所など）

(竣工図に含まれる図面の解説)

図面の種類	解説
意匠図	<p>概要書、特記仕様書、仕上表、各階平面図、立面図、断面図、かなばかり図、平面詳細図、などから構成されており、建物の配置や計画、各部の構成、仕上げ材質、色彩などの仕様を具体的かつ詳細に示した図面と書類からなる。</p> <p>構造図には表記されない非構造壁なども記載され、各部の寸法、材質や仕上など、予備診断や耐震診断の際に実際の建物の状況を把握するにも、耐震化を検討する際にも重要な書類である。</p>
構造図	<p>概要書、梁伏図、軸組図、柱／梁リスト、構造計算書などにより構成された建物の構造体を規定した図面である。</p> <p>概要書には RC 造、S 造やラーメン構造といった基本的な構造形式が記載されており、建物の規模や階数とあわせ耐震診断のレベルを判定することができる。構造計算書と共に耐震診断に必須の書類となる。</p>
設備図	<p>空調設備、電気設備、衛生設備、搬送設備（エレベータ/エスカレータ）などについて、機器の仕様や配線、配管などを記載した図面である（耐震化に直接関わる図面ではないが、補強計画を行う際の影響を確認する際は重要）。</p> <p>また、実際に地震が発生し被害が出た場合、各種機能の復旧には必須の重要な図面である。</p>